

2 ハローワークの求人情報の 地方自治体へのオンライン提供

平成25年6月
厚生労働省職業安定局



求人情報のオンライン提供 実施目的

背景

労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策をさらに充実するための環境を整備していくことが必要。

新たな取組

新たな取組として、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介事業を行う地方自治体に対し、求人情報を提供する。

(参考)

ハローワークが受理した求人(平成24年度) 8,979,391人

(参考)

生活保護受給者等に対する就職支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられている。

効果

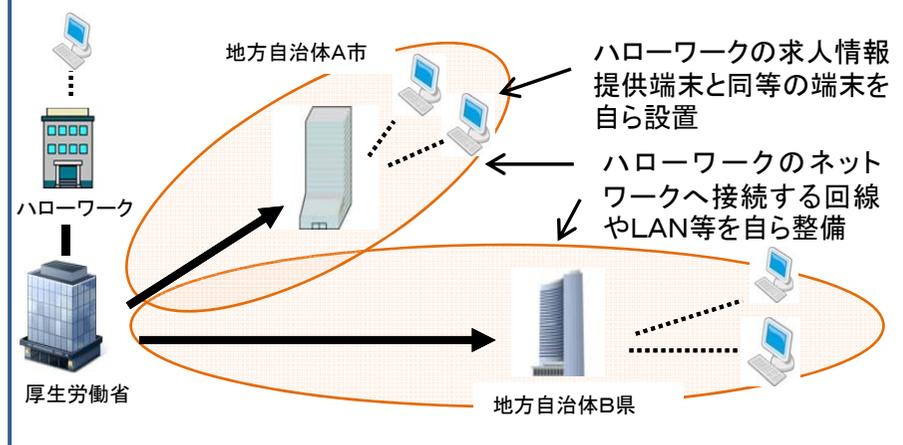
地方自治体は、各地域の実情に応じて、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供が可能になり、各地域における雇用対策が一層充実。

求人情報のオンライン提供 概要（案）

- 無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)が希望する場合に、ハローワークの求人情報をオンラインで提供(平成26年度中のできるだけ早期の開始に向け調整中)。
- 提供方法は、
 - ① 地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法に加え、さらに地方自治体の費用負担を減らし、独自に編集等が可能となるように、
 - ② 地方自治体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法も検討。地方自治体の希望に応じ①と②を選択可能とする(併用も可能)。

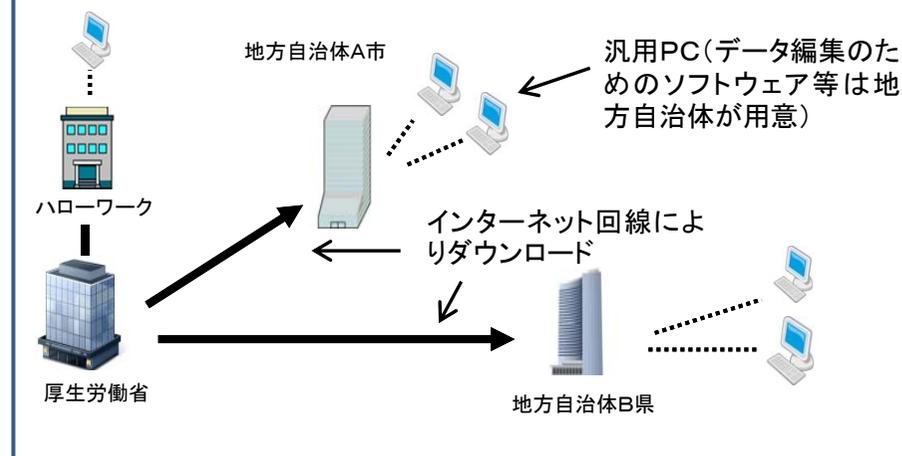
実施方法（イメージ）

【求人情報提供端末方式】



➡ **ハローワークの端末と同等の操作性**

【データ提供方式】



➡ **独自のデータ編集等が可能**

求人情報のオンライン提供

実施方法の詳細①（案）

方式	求人情報提供端末方式	データ提供方式
概要	地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置することで、ハローワークと同様の求人情報の提供が可能となる。	ハローワークの求人情報を加工可能な形式(CSV形式)でダウンロードできるようにする。地方自治体は自らデータをダウンロードし、任意に編集した上で求人情報の提供が可能となる。
開始時期	平成26年度中のできるだけ早期に開始(具体的な開始時期は調整中)	
対象となる地方自治体	無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)	
提供する求人の範囲	ハローワーク内で求職者に公開している全国の求人(求人事業主が提供を希望しない場合を除く)	
地方自治体の費用負担	<p>オンラインで求人情報を受け取るために必要な機器等一式(厚生労働省指定の仕様の端末)、施設内のLAN、ハローワークのシステムに接続するための回線など(いずれも保守契約等を含む)を、自らの費用負担で業者と契約し調達・整備</p> <p>【3年間・端末10台導入の場合の試算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ランニングコスト 1,400万円程度 ○初期導入費用 1,100万円程度 <p>※ハローワークで使用しているものと同様の端末等を定価で調達した場合を想定した参考値。仕様に係る要件(現在調整中)及び地方自治体の調達方法(入札等)により変動</p>	汎用PC、インターネット回線、データの編集等を行うためのソフトウェアなどを自らの費用負担で用意
利用の手続	最低限の利用要件・規約への同意が必要 利用手続・スケジュール等は検討中(一定の利用申請期間を設定することを想定)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○求人は随時更新 ○ハローワークのシステムの更新が平成27年度途中に予定されており、システム更新前に開始した場合は更新費用が発生(地方自治体の負担) ○システム更新前は画面表示に一定の制約 ○システム更新後(平成27年度途中)に開始する場合は、費用負担を軽減する方法を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ○前営業日終了時点の有効求人が提供対象 ○ハローワークのサーバーに負荷がかかるため、ダウンロード可能な時間帯の制限などがありうる

※現在検討中の案であり今後変更がありうる。

※国はハローワークのシステム改修に要する費用や改修後の運用に必要な経費等を負担する。

利用要件・規約

○ハローワークの求人は、求人事業主がハローワークの職業紹介を受けることを希望して提出したものであるため、求人事業主との関係で必要な最低限の利用要件・規約を設ける。また、求人情報提供端末方式の場合は、ハローワークの求人情報提供ネットワークに接続するため、最低限の保守・管理の要件・規約を設ける。

【利用要件・規約の案(主なもの、今後さらに検討)】

- 職業紹介以外の目的での利用や第三者・不特定多数の者への提供はしないこと。
- 職業紹介を行う際は、地方自治体自ら、求人事業主に労働条件を確認し、職業紹介を行うことについて求人事業主の同意を得ること。
- 地方自治体の業務により発生した苦情は全て地方自治体が処理すること。
- 求人の充足を把握した場合や求人条件に変更があることを把握した場合などは、ハローワークに連絡すること。
- ハローワークとの連絡調整に当たる連絡責任者を置くこと。
- 求人情報提供端末を設置する場合は、管理責任者を置くこと。また、システムの保守・管理を適正に行うこと。

職業安定法の適用について

○地方自治体が、ハローワークからオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際にも、職業紹介事業者として、求職者に対する労働条件の明示など、職業安定法上の義務を負う。(ハローワークからの求人情報のオンライン提供による場合であっても、職業安定法の適用に変更はない。)

【参考:職業安定法(抄)】

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)並びに労働者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になるろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 求人者は求人者の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3 略